公安委員会報告資料

自動運転の公道実証実験について

令和6年11月7日 交 通 企 画 課

1 自動運転の公道実証実験

公共交通へ自動運転技術を導入し、持続可能な公共交通の構築を目的

2 公道実証実験の概要

- 運行主体 南さつま市
- 車両(EVO(エヴォ))
 特別装置自動車(運転席、ハンドル、ブレーキの装置がなく、コントローラーで操作するもの)、最高時速25キロメートル、乗車定員12人、中型乗用車
- 期間 令和6年12月14日~同27日まで
- 経路 南さつま市役所~マリンバ薬局 (片道約3キロメートル)





3 警察の対応

- 南さつま市が主宰者となる地域コミッティへ必須構成員として参画
- 特別装置自動車の実証実験については、道路使用許可が必要(署長許可) (道路交通法第77条第1項4号、県道路交通法施行細則第21条第10号)

道路使用許可の手続

① 道路使用許可の申請

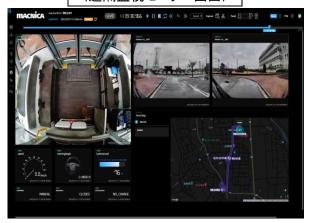
② 書 面 審 査

③ 道路使用許可(④の開始までに)

④ 路上手動走行確認(11月14日予定)

⑤ 公道自律走行確認(12月6日予定)

⑤ 実証のための自律走行 (本走行、12月14日~12月27日) (遠隔監視モニター画面)



※⑤は、④を受けた監視・操作者が 実験車両に乗車して行う

※⑥は、⑤を経た実験車両により行い、加えて④を 受けた監視・操作者が実験車両に乗車して行うこと が許可条件